（様式１）

令和　　年　　月　　日

応募申込書

東京都デジタルサービス局長

山　田　　忠　輝　殿

（申込者）住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

　東京都デジタルサービス局が実施するTokyo Tokyo Point（仮称）における決済事業者等の募集につき、募集要項の趣旨を踏まえ、応募します。

　つきましては、募集要項に記載の応募者の要件を満たし、提出書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

※応募できる者は、以下に掲げる１から６までの要件を全て満たす者とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 要件 | 🗹 |
| １ | 自社でQRコード決済サービス又はポイントサービスを運営し、加盟店管理を行う事業者であること。ただし、ポイントサービスを運営する事業者の場合、ポイントをデジタル決済サービスで利用する手段を有すること。なお、ポイントサービスとは、商品・サービスの購入金額や来店回数などに応じて、企業側が定めた条件の下、顧客にポイントを付与するサービスを意味し、デジタル決済サービスとは、QRコード決済、タッチ決済など、スマートフォンを利用した決済を意味する。 | [ ]  |
| ２ | 自社で運営するサービスが、外部のサービスから連携し、外部サービスのポイントを自らのポイント又は残高に変換する機能を有すること。 | [ ]  |
| ３ | 本社が日本国内にあること。 | [ ]  |
| ４ | 自社で運営するサービス（ポイントサービスの場合は、そのポイントを利用できるデジタル決済サービス）の都内利用可能店舗数（公募要項第４　応募手続　５　提出書類記載事項⑷）が10,000店舗以上であること。 | [ ]  |
| ５ | ポイント交換レート（第４　応募手続　５　提出書類記載事項⑹）について、100TTPポイントから交換するポイント数又は残高の額は、90以上であること。 | [ ]  |
| ６⑴ | 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。 | [ ]  |
| ６⑵ | 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと。 | [ ]  |
| ６⑶ | 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと。 | [ ]  |
| ６⑷ | 提出書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。 | [ ]  |
| ６⑸ | 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。 | [ ]  |